

みやぎ学校安全基本指針

【追補版】

子供たちの命を守るための学校防災体制構築に向けて

令和3年4月

宮城県教育委員会

追補版の策定にあたって

子供たちや教職員を含む、多くの尊い命が奪われた「東日本大震災」から、10年が過ぎました。

教育委員会や学校においては、震災の教訓をもとに策定した本指針等に基づき、学校防災体制の強化と防災教育の充実に向け、これまで様々な取組を行ってきましたが、避難途中で津波に襲われ、多くの児童や教職員が犠牲となった石巻市立大川小学校事故に関する国家賠償等請求事件について、令和元年10月の最高裁判所の決定により控訴審判決が確定し、教育委員会や学校が負うべき安全確保義務や、果たすべき事前防災の不備等について改めて厳しく指摘されました。

このことを受け、県教育委員会では、これまで行ってきた学校防災の取組について改めて検証するため、令和2年2月に有識者による「宮城県学校防災体制在り方検討会議」を設置し、既存の取組の見直しや今後新たに実施すべき取組の方向性についての検討を重ねてきました。

令和2年12月に同会議より報告書が提出されましたが、その中では、子供たちの命を確実に守るために必要となる取組の方向性等について示唆に富む貴重な提言等が示されたことから、今回、提言等を踏まえ、学校防災の取組を進める上で改めて留意すべき事項等について、新たに追補版として取りまとめたところです。

学校や教育委員会が、強い覚悟を持ちながら、今後いかなる災害がどのような状況下で起きようとも、子供たちの命を確実に守ることができる学校防災体制を構築できるよう、地域住民や自治体、防災関係機関、あるいは大学等専門機関と緊密に連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

令和3年4月

宮城県教育委員会
教育長 伊東 昭代

新たな学校防災体制構築に向けた「4つ」の方針

本指針では、東日本大震災における学校現場の教職員の声などを踏まえ、後世に伝えたい「8つ」の教訓を示し、これまで学校防災に取り組んできた。

このような中、多くの児童や教職員の尊い命が失われた石巻市立大川小学校事故に関する国家賠償等請求事件（以下、「大川小学校事故訴訟」という。）に係る最高裁判所の決定があり、控訴審判決が確定した。

この最高裁判所の決定により確定した控訴審判決（以下、「確定判決」という。）においては、以下のとおり、学校における事前防災の重要性や、災害から児童生徒等の生命や身体の安全を確保するために教育委員会や学校が法に基づき当然負うべき「安全確保義務」について厳しく指摘されている。

《大川小学校事故訴訟の確定判決における、教育委員会や学校に対する学校防災上の主な指摘》

- 1 学校が安全確保義務を遺漏なく履行するために必要とされる知識及び経験は、地域住民が有している平均的な知識及び経験よりも、遙かに高いレベルのものでなければならない。
- 2 学校が津波によって被災する可能性があるかどうかを検討するに際しては、津波浸水域予測を概略の想定結果と捉えた上で、実際の立地条件に照らしたより詳細な検討をすべき。
- 3 学校は、独自の立場から津波ハザードマップ及び地域防災計画の信頼性等について検討すべき。
- 4 学校は、危機管理マニュアルに、児童を安全に避難させるのに適した避難場所を定め、かつ避難経路及び避難方法を記載すべき。
- 5 教育委員会は学校に対し、学校の実情に応じて、危機等発生時に教職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルの作成を指導し、地域の実情や在校児童の実態を踏まえた内容となっているかを確認し、不備がある時にはその是正を指示・指導すべき。

また、大川小学校事故訴訟に係る確定判決においては、主に学校や教育委員会が果たすべき事前防災の不備について指摘されているが、児童生徒等の安全確保のためには、教職員の災害対応力を高めるとともに、児童生徒等も、自らの命を守り他者を助けるために必要な知識や力を身に付けることが必要である。

さらに、児童生徒等は、学校にいる時間よりも、家庭を含め地域にいる時間の方が長いことを踏まえれば、学校はもとより、家庭や地域、防災関係機関等が緊密に連携して防災教育や学校防災体制の整備等に取り組むことも必要である。

以上を踏まえ、いかなる災害にあっても児童生徒等の命を確実に守れるよう、今後、学校防災の取組を進める上で改めて留意すべき事項や、取組の方向性について、以下の「4つ」の方針毎に、新たに示す。

- 1 教職員の様々な状況下における災害対応力の強化**
- 2 児童生徒等の自らの命を守り他者を助ける力の育成**
- 3 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備**
- 4 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築**

方針1 教職員の様々な状況下における災害対応力の強化

- 震災の経験が薄れていく中、学校が法的に負う「安全確保義務」の自覚や、いかなる災害でも「児童生徒等の命を確実に守る」という強い覚悟を定着させるため、学校長や教職員の防災意識をこれまで以上に高めることが必要
- 災害がいつでもどこでも起こりうる状況の中、地域で起こりうる全ての災害について、学校管理下における様々な状況下での災害発生を想定しながら、不測の事態にも対応できる力の養成が必要
- いかなる危機に直面しても的確に判断し、主体的かつ適切に行動できる力が身に付くよう、教職員同士が意見を出し合い、地域の災害特性等を踏まえたあるべき防災の取組等を組織として継続的に検討する研修等を行う工夫が重要

今後の取組の方向性

1 管理職や若い世代の教職員等における高い防災意識の醸成

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 管理職や震災後に採用された若い世代の教職員等に対し、当時の経験や教訓を生々の声で伝える被災地訪問等による研修を実施
- 学校防災において、児童生徒等の命を守ることを最優先に考えなければならないことを、全教職員に対し研修等を通じ指導

2 教職員の災害特性等を踏まえた高いレベルの防災知見の獲得

【学校】

- 大学や市町村防災部局、地域に詳しい住民等と連携しながら、地域の災害特性等を踏まえた高いレベルの防災知見を獲得し、学校管理下の様々な状況下での災害対応力を養成する研修を実施

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 管理職や防災担当者が校内研修を行えるよう、研修等で具体的な事例を交えた講義や演習等を実施するとともに、校内研修で講師として協力してもらう専門機関等の調整を支援

3 教職員の主体的かつ適切に行動できる能力の養成

【学校】

- 全教職員が危機に直面しても主体的かつ適切に行動できる力を身に付け、教職員間で迅速かつ円滑に対応するためのコミュニケーション能力を養成するため、学校管理下における様々な状況下での災害発生を想定しながら、あるべき防災の取組等をグループワークで教職員同士が意見を出し合い、組織として継続的に検討する体験型研修を実施

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 教職員等が上記の取組を行うための研修を実施

4 教職員の不測の事態にも適切に対応できる能力の養成

【学校】

- 全教職員が学校管理下における様々な状況下での災害に迅速かつ適切に対応できるよう、地域で起こりうる全ての災害について、管理職や防災担当者不在時を想定した避難訓練や、火災等の二次災害で校舎が使用できない場合を想定した避難訓練などを実施

- 不測の事態でも、児童生徒等の命を確実に守れるよう、予告なしや予めシナリオを提示しないブラインド型の避難訓練、加えて訓練後の振り返りを通じたグループワークなどにより、その時々々の状況に応じて迅速かつ臨機応変に対応できる観察力や判断力、行動力等を養成

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 教職員等が上記の取組を行うための研修を実施するとともに、学校で実施する避難訓練等の参観を通じ、改善点等について指導
- 優良事例を情報収集し、市町村教委と連携しながら各学校と共有

5 防災担当者等における防災体制等の充実強化に係る資質・能力の養成

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 各校の防災担当者が防災教育や防災体制を充実強化できるよう、大学や自治体防災部局等と連携しながら、地域の災害特性等を把握するために必要な知識や教職員の災害対応力を向上させる研修等を実施

【学校】

- 防災担当者は、研修等で学んだ内容を自校の全教職員と共有し、防災教育の推進や防災体制の構築等につなげる

方針2 児童生徒等の自らの命を守り他者を助ける力の育成

- 震災を経験していない児童生徒等が増え、震災の記憶や関心の低下が懸念される中、被災地の訪問や地域住民との交流等を通じ、震災での経験や教訓を伝え、命の大切さを学ばせることが必要
- 児童生徒等において、「自助」の観点から、主体的に行動できる力を養うため、発達の段階に応じ防災を自分事として捉える防災教育が重要
- 少子高齢化が進み、将来的な地域防災の担い手育成が求められており、「共助」や「公助」の意識醸成に加え、地域の一員としての自覚を持って地域防災に積極的に参加する行動力の養成も必要

今後の取組の方向性

1 児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の推進

【学校】

- 発達段階に応じ自助、共助、公助の力が身に付くよう、各教科や特別活動等で横断的な防災教育を実施

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 近年の自然災害に対応した防災教育プログラムの作成・更新や防災教育の充実強化に資する研修、学校の取組に対する助言等支援

2 「命を守る」意識の醸成

【学校】

- 児童生徒等が震災の経験や教訓を通じ命の大切さを学べるよう、防災教育副読本等を活用して学習
- 被災地訪問を通じた学習や、語り部による学習、被災地の住民や同世代の児童生徒等との交流など、被災地に直接触れる防災教育を実施

3 防災への関心を継続的に高める取組の推進

【学校】

- 「震災の月命日」等における定期的な防災学習を年間指導計画に位置付け、それぞれの学習を関連付けて実施するなど、児童生徒等が防災への意識や関心を継続的に高められるような取組を実施
- 児童生徒等が主体的に関心を持って防災に取り組めるよう、自然の家における防災活動に役立つプログラムや、地域に対する防災啓発の活動などの体験型学習も防災教育に取り入れる

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- これらの取組等による防災教育の時間を確保し、その内容が効果的なものになるよう指導するとともに、全学校で防災教育が進むよう、他校の参考となる優良事例を創出・発掘し、広く普及

4 地域の災害特性等と、とるべき行動の理解を促す防災教育の実施

【学校】

- 地域の自然環境やそれに伴う災害リスク、過去の災害での被害など地域の災害特性等を児童生徒等が理解できるよう、防災関係機関や地域の実情に詳しい住民等の協力を得ながら防災教育を実施
- これらの防災教育を、防災教育副読本等を活用した防災教育と関連付け、地域の災害特性等に応じて自らがとるべき行動の理解を促す

5 防災を自分事として捉え、的確かつ適切に状況判断し行動できる力の育成

【学校】

- 児童生徒等が防災を自分事として捉え、いかなる災害においても的確に状況判断し適切に行動できる力が備わるよう、災害時の自分自身の避難計画である「マイ・タイムライン」等の作成や、児童生徒等同士による地域の防災マップ作成といった取組を防災教育に取り入れる
- 避難訓練の際に、安全な場所へいち早く避難するための行動を考えさせるなど、児童生徒等の主体性と訓練の実効性を高める工夫を行う

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 上記取組に知見を有する防災関係機関や大学等の調整などを支援

6 将来的な地域防災の担い手育成

【学校】

- 他者を助け、地域の一員として地域防災に貢献する共助や公助の力が身に付くよう、防災教育に地域の防災活動への参加等を取り入れる

【県教育委員会】

- 中高生に対し防災指導員養成講習や防災ジュニアリーダー養成研修等への積極的な受講を促し、地域防災の将来的な担い手づくりを支援

方針3 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備

- 学校は、地域の災害特性等について継続的に最新の知見を得るとともに、火災等の二次災害や、管理職や防災担当者不在時の災害対応など、不測の事態にも対応できる防災体制を構築することが必要
- その際、残された教職員で児童生徒等に対し適切かつ確実に避難指示等の指揮が行えるよう、管理職や防災担当者のみならず、全ての教職員が組織的に対応できる体制を整備することが不可欠
- 教育委員会は、学校における防災体制がより強固なものとなるよう、各自治体の防災部局や防災関係機関、大学等と連携しながら、学校における取組の指導や支援を行うことが必要

今後の取組の方向性

1 地域の災害特性等の把握

【学校】

- 学校長は、自治体の防災部局や大学、住民等と連携し、学校防災マニュアルや訓練等が地域の災害特性等を踏まえ適切となるよう見直す

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 各自治体の防災部局や大学などの協力を得ながら学校の取組を支援

2 不測の事態に備えた学校防災体制の整備

【学校】

- 学校長は、学校防災マニュアル等に地域で起こりうる全ての災害や、火災等の二次災害を想定した内容を明記し、過去の災害やハザードマップの想定を超えるような災害に備えた複数の避難場所や避難経路を設定し、それらが適切かどうかを訓練等を通じて検証する
- 学校長は、管理職や防災担当者不在時でも、残りの教職員が適切に避難指示等行えるよう、管理職等不在時の権限委譲ルールを明確化
- 日頃の防災業務のほか、実際の災害対応等において防災担当者に業務が集中しないよう、組織として対応できる学校防災体制を整備
- 防災担当者は、どの担当者が不在でも組織的に対応できるよう、それぞれの役割等を理解させるための校内研修等を定期的実施

3 学校の事前防災に係る点検及び不備の是正

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 学校防災マニュアル等が地域で起こりうる災害や、二次災害を想定しているかを点検し不備を是正指導するとともに、避難訓練等の参観を通じ改善点等を指導
- 二次・三次避難場所等が適切かを実地調査し不備を是正指示するなど、学校の事前防災が地域の災害特性等を踏まえ適切であるよう指導

4 学校防災体制等に係る客観的な課題の検証

【学校】

- 学校長及び防災担当者は、災害時に避難行動が確実に行われるよう、児童生徒等の役割設定による教職員のみでの避難訓練や、第三者による避難訓練の評価等を通じ、学校防災マニュアル等の実効性や課題を客観的に検証し、継続的な改善につなげる

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 県教委は、避難訓練等を通じた学校防災マニュアル等の改善が適切に行えるよう、ガイドラインの作成等により学校の取組を支援
- 県教委及び市町村教委は、各学校が地域の災害特性等やあるべき取組を検討・共有できるよう、防災担当者によるWG等を通じ、防災教育や校内研修等の企画、学校防災マニュアル相互点検等の取組を支援

5 学校の取組に対する支援等

【県教育委員会】

- 学校の防災教育や防災体制の充実強化に向けた取組を支援できるよう、相談窓口の設置や、大学などの協力によるアドバイザー派遣、安全担当主幹教諭や防災主任のネットワーク等による支援を含め、学校に対する更なる人的支援を検討
- 学校防災の実効性確保のため、避難訓練の評価や指導に資する手引きや、学校防災マニュアル見直しのためのガイドライン等を作成

6 災害時における防災担当者等による災害対応支援

【県教育委員会】

- 被災校の災害対応や早期再開を支援できるよう、「災害時学校支援チームみやぎ」を養成するとともに、チーム活動を支える体制を整備

方針4 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築

- 児童生徒等は、学校よりも、家庭を含め地域にいる時間の方が長いことから、学校防災の取組について、家庭や地域住民の共通理解や協力が不可欠
- 学校は地域の防災拠点としての重要な役割を担っており、地域住民も学校との連携を深めることが必要。また、自主防災組織の活性化や新たな担い手確保等の観点から、児童生徒等に地域の一員として積極的な参加を促すことが重要
- 日頃から学校と地域が、各自治体の防災部局や防災関係機関、大学などの協力を得ながら連携・協働体制を構築し、震災の教訓や地域の災害特性等に係る知見を共有するとともに、学校と地域が方向性を一つにして、地域ぐるみで防災マニュアルの見直しや防災訓練など防災の取組を継続的に行うことが重要

今後の取組の方向性

1 地域の災害特性等に係る知見の共有

【学校】

- 各自治体の防災部局や大学、地域の実情に詳しい住民等と連携しながら、地域の自然環境や社会的条件、それに伴う災害リスク等を理解し、地域で起こりうる災害それぞれに係る避難場所や避難経路、避難方法等について保護者や地域住民と情報共有や検討を行うためのワークショップ等を開催するとともに、地域住民とも連携しながら校区における防災マップ作成等により、地域の災害特性等に係る知見を共有

2 地域と連携した学校防災に係る実効性の確保

【学校】

- いかなる災害にも地域住民と一体となって迅速かつ適切に対応できるよう、地域住民の意見も取り入れながら学校防災マニュアル等を作成・見直しし、児童生徒等が登下校中に災害が発生した場合の対応も含め地域住民とも共有
- 避難所等に指定されている学校は、その位置付けや災害時の運営方法、役割分担等について、自治体の防災部局や地域住民と確認
- 地域住民や各自治体の防災部局、防災関係機関等と連携し、各自治体や地域で実施する防災訓練とあわせた避難訓練や避難所開設訓練、防災教育等を実施
- その際、不測の事態において、その時々状況に応じて迅速かつ臨機応変に対応できる観察力や判断力、行動力等を地域住民とともに身に付け、災害対応の実効性を高められるよう、予告なしや予めシナリオを提示しないブラインド型による避難訓練、あるいは訓練後の振り返りによる改善点を共有

3 関係機関等との協働による学校と地域の連携に対する支援

【県教育委員会・市町村教育委員会】

- 学校と地域が連携した防災教育やワークショップ、学校防災マニュアル等の見直しや避難訓練等が円滑に進められるよう、安全担当主幹教諭や地域コーディネーターを養成し、積極的に活用するとともに、大学や各自治体の防災部局等との協働により支援

4 地域ぐるみの学校防災に係る優良事例の創出や普及等

【県教育委員会】

- 市町村教委及び全学校において地域と連携した防災体制の構築が進むよう、地域ぐるみの学校防災に係る優良事例を創出・発掘し、実践集やフォーラム等を通じ、学校や関係者に対し広く普及
- 保護者や地域住民が、児童生徒等とともに震災の教訓を学び、防災に係る意識や関心を継続的に高められるよう、震災遺構や語り部等のネットワークを活用したプログラム等を関係機関と連携しながら対応

5 コミュニティ・スクール等を通じた継続的な連携・協働体制の構築

【学校】

- 日頃から地域と災害特性等に係る知見を共有し、合同による訓練等を実施できるよう、コミュニティ・スクール等の活用や、セーフティプロモーションスクール認証制度の導入等により、継続的かつ組織的な連携・協働体制を構築

【参考】学校防災体制の構築等に向けた取組例

【毎年度行う、自校の防災体制や防災教育の確認・改善に参考となる取組例を以下に示す】

方針	No.	取組例
教職員の様々な状況下における災害対応力の強化	1	大学などの専門機関や市町村の防災部局、防災関係機関、あるいは地域の実情に詳しい住民等と連携しながら、教職員の災害特性等を踏まえた高い防災知見を得られるよう、下記のような研修を行っている。
		①地域の自然環境や過去の災害による被災状況など、地域の災害特性に関する確かな知識や、学校管理下における様々な状況下での災害対応について学ぶ研修 ②災害特性に加え、正常性バイアスや多数派同調バイアスなど災害時における心理や行動の特性について学ぶ研修
	2	主体的かつ適切に行動できるよう、下記のような研修等を行っている。
		①学校が立地する地域の災害特性等を踏まえ、学校管理下における様々な状況下での災害発生を想定しながら、あるべき防災の取組等について図上訓練やグループワークを実施するなど、教職員同士が意見を出し合い、組織として継続的に検討するといった演習型の研修 ②その際、防災担当以外の教職員も避難訓練の企画や運営等に積極的な参画
	3	不測の事態でも、その時々状況に応じて迅速かつ臨機応変に対応できる観察力や判断力、行動力等の養成につながるよう、下記のような訓練等を行っている。
		①地域で起こりうる全ての災害について、管理職や防災担当者不在時を想定した避難訓練
		②火災等の二次災害で校舎が使用できない場合を想定した避難訓練
		③予告なしや予めシナリオを提示しないブラインド型による避難訓練 ④今後の改善につながるよう、訓練後には、教職員の振り返りを通じたグループワーク等を実施
	4	校内における防災教育の推進や防災体制等の構築につながるよう、下記のように全ての教職員と共有している。
		①防災主任などの防災担当者は、校内の会議や研修等を通じ、防災主任研修会等により学んだ内容を校内で共有
児童生徒等の自らの命を守り他者を助ける力の育成	5	児童生徒等が発達の段階に応じて自助や共助、公助の力を身に付けられるよう、下記のような点に留意して防災教育を行っている。
		①体系的で効果的な内容となるよう、カリキュラム・マネジメントにより各教科や特別活動等で横断的な防災教育を実施
	6	児童生徒等が震災の経験や教訓を通じ命の大切さを学べるよう、下記のような防災教育を行っている。
		①防災教育副読本を活用した学習のほか、被災地訪問を通じた学習や、語り部の活用による学習、被災地の住民や同世代の児童生徒等との交流など、被災地に直接触れる防災教育を実施
	7	児童生徒等が防災への意識や関心を継続的に高められるよう、下記のような防災教育を行っている。
		①「みやぎ鎮魂の日」や「震災の月命日」等における定期的な防災学習を自校の防災教育年間指導計画に位置付けて実施 ②自然の家における地域の防災活動に役立つプログラムや、学校における地域に対する防災啓発の活動など、体験型の防災学習を実施
	8	児童生徒等が地域の災害特性等に応じて自らがとるべき行動が理解できるよう、下記のような防災教育を行っている。
		①学校が立地する地域の自然環境や災害リスク、過去の災害での被害など地域の災害特性等を児童生徒等が理解できるよう、防災関係機関や地域の実情に詳しい住民等の協力を得ながら防災教育を実施
	9	児童生徒等が防災を自分事として捉え、いかなる災害においても的確に状況を判断し適切に行動できる力が備わるよう、下記のような防災教育を行っている。
		①防災教育に、災害時の自分自身の避難計画である「マイ・タイムライン」や「災害・避難カード」の作成、児童生徒等同士による地域の防災マップ作成を取り入れて実施 ②避難訓練の際に、安全な場所へいち早く避難するための行動を児童生徒等に自ら考えさせるなど、児童生徒等の主体性と訓練の実効性を高める工夫を取り入れて実施
10	児童生徒等が地域の一員として地域防災に貢献する力を身に付けられるよう、以下のような防災教育を行っている。	
	①防災教育に地域における防災活動への参加等を取り入れて実施	

方針	No.	取 組 例
の地 域 あ る 学 校 防 災 特 性 等 体 制 の 踏 ま え た 実 効 性	11	<p>学校防災マニュアル等や避難訓練の内容が地域の災害特性等を踏まえ適切なものとなるよう、下記のような点に留意して、適宜見直しを行っている。</p> <p>①各自治体の防災部局や防災関係機関、大学などの専門機関、あるいは地域の実情に詳しい住民や地域の防災リーダー等の連携して見直しを実施</p> <p>②これらと連携して、学校が立地する地域における過去の災害での被災箇所や、河川浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の状況を確認</p>
	12	<p>地域で起こりうる全ての災害や、二次災害も想定し不測の事態に備えた体制が整備されるように、下記のような取組を行っている。</p> <p>①過去の災害やハザードマップなどの想定を超えるような災害に備えた複数の避難場所や避難経路を設定し、適切かどうかを訓練等を通じ検証</p> <p>②残された教職員で児童生徒等に対し適切かつ確実に避難指示等の指揮が行えるよう、管理職や防災担当者不在時における権限委譲ルールを明確化</p> <p>③防災担当者に業務が集中することがないように、既存の校務分掌も効果的に活用しながら、組織として対応できる学校防災体制を整備</p> <p>④防災担当者は、災害発生時に不在でも組織的に対応できるよう、それぞれの役割や内容について理解させるための校内研修等を定期的実施</p>
	13	<p>学校防災マニュアル等の実効性や課題について客観的に検証し、継続的な改善がなされるよう、下記のような取組を行っている。</p> <p>①児童生徒等の役割設定による教職員のみ避難訓練や、第三者による避難訓練の評価等を実施</p>
地 域 ぐ ら い の 関 係 機 関 等 と の 連 携 に よ る 構 築	14	<p>地域の災害特性等に係る知見を地域住民と共有できるよう、各自治体の防災部局や防災関係機関、大学などの専門機関、あるいは地域の実情に詳しい住民等と連携しながら、下記のような取組を行っている。</p> <p>①地域の災害リスクを理解し、地域で起こりうる災害それぞれに係る避難場所や避難経路、避難方法等について保護者や地域住民と情報共有や検討を行うためのワークショップ等を実施</p> <p>②地域住民と連携しながら、校区における防災マップを作成</p>
	15	<p>いかなる災害にも地域住民と一体となって迅速かつ適切に対応できるよう、以下のような取組を行っている。</p> <p>①地域住民の意見も取り入れながら学校防災マニュアル等を作成・見直しし、児童生徒等が登下校中に災害が発生した場合の対応も含め地域住民と共有</p> <p>②指定緊急避難場所や指定避難所とされている学校において、災害時の運営方法や役割分担等について、自治体の防災部局や地域住民と確認</p> <p>③地域住民や各自治体の防災部局、防災関係機関等と連携し、各自治体や地域で実施する防災訓練とあわせた避難訓練や避難所開設訓練、防災教育等を実施</p> <p>④その時々状況に応じて迅速かつ臨機応変に対応できる観察力や判断力、行動力等を地域住民とともに身に付け、災害対応の実効性を高められるよう、予告なしや予めシナリオを提示しないブラインド型による避難訓練、あるいは訓練後の振り返りによる改善点の共有を実施</p>
	16	<p>日頃から地域との継続的かつ組織的な連携・協働体制を構築されるよう、以下のような取組を行っている。</p> <p>①地域学校安全委員会や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用や、セーフティプロモーションスクール認証制度を導入</p>